

国道41号高山地区電線共同溝PFI事業 入札説明書等に対する質問回答(第1回)

No.	資料名	頁	項目				項目名	質問内容	回答
			大項目	中項目	小項目	その他			
1	入札説明書	3	3	(4)	③		特定事業の対象範囲	対象範囲に道路附属物(道路照明等)とありますが、設計数量等が確定した後に設計変更の対象として計上して頂けると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
2	入札説明書	3	3	(4)	③		特定事業の対象範囲	対象範囲に車道とありますが、範囲・設計数量等が確定した後に設計変更の対象として計上して頂けると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
3	入札説明書	3	3	(4)	③		特定事業の対象範囲	③特定事業の対象範囲”の但し書きに、「また、連系設備については、設計業務には含むが、工事業務、工事監理業務及び維持管理業務には含まない。」の記載があります。 一方、土木設計業務等共通仕様書 第6編 道路編 第5章 地下構造物設計 第6516条 電線共同溝設計 2.業務内容 (9)特殊部設計・検討・協議では、「1)引込み管、連系管の設計」となっており、引込み設備・連系設備については、設計対象外と考えます。 この点について、設計変更の対象として計上して頂けると理解してよろしいでしょうか。	連系設備は設計業務に含みません。 また、引込管、連系管も設計業務に含みません。 入札説明書等の該当箇所は下記の通り修正いたします。 <修正内容> ただし、電線共同溝(管路部)の国道用地内の引込管、連系管については、維持管理業務に含むが、設計業務、工事業務及び工事監理業務には含まない。また、連系設備については、業務対象範囲には含まない。
4	入札説明書	5	4	(1)	⑥	-	応募者の構成	応募にあたり、「応募グループの場合は、同一の者又は相互に資本関係若しくは人的関係において関連のある者が3.(4)②イに掲げる工事業務のうちa・bの業務と3.(4)②ウに掲げる工事監理業務を兼務して実施することはできない。」ありますが、3.(4)②イに掲げる工事業務dの業務と3.(4)②ウに掲げる工事監理業務は兼務できるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	入札説明書	11	4	(4)	③	イ	工事企業の参加資格要件	配置技術者の基準として「下記の条件を満足する同種工事」とは何を指すのでしょうか？	同種工事として、供用中の道路法上の道路(国道・都道府県道・市町村道のいずれか)で車線減少を伴う交通規制を実施し、かつ電線共同溝若しくは情報ボックス類の地中化工事を施工した実績を示します。 該当箇所は、以下の内容に修正します。 <修正内容> イ 同一の者が上記②に掲げる工事の経験を有する者であること(品質証明員、土木工事業品質確認技術者としての経験は除く。)(後略)
6	入札説明書	11	4	(4)	③	イ	配置予定技術者	下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有することとありますが、条件が書かれていません。	No.5の回答を参照ください。
7	入札説明書	14	6	(1)	③	-	提出方法	第一次審査に関する書類の提出方法として「郵送(書留郵便に限る。)もしくは託送(書留郵便と同等のものとする。)(以下「郵送等」という。)」によるとありますが、代表企業による持参での提出はお認め頂けないでしょうか。	持参による提出も可とします。

No.	資料名	頁	項目				項目名	質問内容	回答
			大項目	中項目	小項目	その他			
8	入札説明書	23	15	(3)	②		第二次審査	ヒアリングの出席人数の制限はありますか。 ヒアリングは第二次審査提出書類を説明することになると考えていますが、別途説明用資料を用意することができますでしょうか。	前段については、管理技術者又は配置予定技術者のいずれかを含めた6名程度とし、入札参加グループに所属する者のみとします。 後段については、提出した提案書のみを用いて説明してください。
9	添付1 事業契約書(案)	8	第2	第20条	-	-	事業者の総括代理人	事業者は、総括代理人を置き、その氏名その他必要な事項を直ちに発注者に通知しなければならないとありますが、その他必要な事項とはどのような事項なのでしょう。また経験や資格要件はあるのでしょうか。	その他必要な事項は、所属する会社・部署・連絡先・実務経験、経歴、資格等の一般的な内容を想定しております。なお、経験や資格要件は求めていません。
10	添付1 事業契約書(案)	9	第2	第23条	4	-	事業費の確定	数量の増減が著しく工事費合意書の記載事項に影響があると認められる場合とありますが、数量の増減が著しいとはどの程度を想定しておりますでしょうか。	数量が大幅に変動し、電線共同溝費に影響を及ぼす場合を想定しています。具体的には、発注者と協議の上、決定いたします。
11	添付1 事業契約書(案)	9	第2	第23条	6	-	事業費の確定	発注者は、前項の確認の結果、工事費内訳書の変更の必要があると認められるときは、事業者と協議して、必要な変更を行うこととありますが、変更契約の時期・頻度の考え方は、著しい変更の都度と理解してもよろしいでしょうか。	本条が前提としている第23条第5項は「詳細設計業務終了時」を想定しております。従って、ご質問にある「都度」の変更は本条において想定しておりません。
12	添付1 事業契約書(案)	17	第2	第49条	3 4	-	近隣への対応	3項において、「発注者の提示条件に対する地域住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合は、当該増加費用を合理的な範囲内において負担するものとし、当該費用の金額及び支払い方法については発注者が事業者との協議により定める」とあり、4項において、「前項以外の地域住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合は、事業者がこれを負担する。」とありますが、地域住民等の要望活動又は訴訟においては、必ずしも合理的と認められる場合のみではないと思われます。4項においては、事業者側の責がないものについては協議により定めるとの記載にしようご検討をお願いします。	原案のとおりとします。
13	添付2 要求水準書	24	第3	I	11	(1)	施工時期及び施工時間の変更	アスファルト合材は夜間単価を見込んであると伺いましたが、著しく実勢価格と乖離がある場合、協議対象で宜しいでしょうか？	アスファルト合材単価については変更を考えておりません。なお、著しく実勢価格と乖離が生じた場合等、物価変動に基づく施設整備費の改定については、添付5事業費の算定及び支払方法に記載の通りとします。
14	添付2 要求水準書	24	第3	I	11	(1)	施工時期及び施工時間の変更	コンクリートの夜間単価は、どのように見込めば宜しいでしょうか？	積算に関する質問についてはお答え出来ません。貴社の施工に必要な費用を計上ください。
15	添付2 要求水準書	24	第3	I	11	(1)	施工時期及び施工時間の変更	アスファルト合材及びコンクリートは、日々の施工長から少量になります。夜間購入による小規模補正は協議対象で宜しいでしょうか？	施工範囲の制約による小規模補正については協議対象とします。

No.	資料名	頁	項 目				項目名	質問内容	回答
			大項目	中項目	小項目	その他			
16	添付2 要求水準書	30	第3	I	26	(2)	残土処理工及び建設発生土受入地	残土処理費について明記してありますが、処理費が不要となっております。無しで宜しいでしょうか？	処理費は不要と考えておりますが、現地状況等によりこれによりがたい場合は別途監督職員と協議してください。
17	添付2 要求水準書	30	第3	I	26	(2)	残土処理工及び建設発生土受入地	搬送先が丹生川町大萱(12.5Km)とありますが具体的に処分地名等を明らかにしてください。	大萱は現在他工事で利用している建設発生土受入地であり個別名称はありません。
18	添付3 事業者が付す保険等	1	第1	1 2	(3) (3)		付保条件	設計・建設工事契約履行保証保険、土木工事保険の保険の契約期間について、技術提案により事業期間を短縮した場合、短縮した期間(引渡前倒予定日)まで契約として宜しいでしょうか。	本事業では「技術提案による事業期間の短縮」を認めておりません。
19	添付3 事業者が付す保険等	2	第1	2	(3)	⑤	付保条件	「保険金額は、工事業務に係る工事費(消費税及び地方消費税を含む。)とする。」とありますが、保険会社に確認したところ、日本国内では以下の内容が加入できる上限であり、支払限度額の設定が必要と回答を頂いております。支払限度額の設定は可能と理解して宜しいでしょうか。 《限度額(例)》 保険金額:1事故限度額5,000万円(期間中限度額1億円)	2.(3)⑤に記載のとおり、支払限度額を設定することは差し支えございません。
20	添付3 事業者が付す保険等	1 2 3	第1 第2	1 2 3	(3) (3) (3)		付保条件	設計・建設工事契約履行保証保険、土木工事保険及び第三者賠償責任保険の保険期間について、技術提案により事業期間を短縮した場合、短縮した期間(引渡前倒予定日)までの契約としてよいとの理解で宜しいでしょうか。	本事業では「技術提案による事業期間の短縮」を認めておりません。
21	添付3 事業者が付す保険等	1 2 3	第1章	2	(3) (3) (3)		付保条件	補償額について指定の無い部分は、事業者が任意に設定するという理解で宜しいでしょうか。	事業者の判断によるものとしております。
22	添付3 事業者が付す保険等	2 3	第1	2 3	(3) (3)		付保条件	事業者や構成企業が毎年契約している、土木工事保険や第三者賠償責任保険があり、今回の付保条件を満たすと判断された場合は、既存の保険を利用することで、本PFI事業に特化した保険に加入する必要はないとの理解で宜しいでしょうか。(なお、期間は担保できないので毎年契約書を提示することを前提としています)	事業者の判断によるものとしております。
23	添付5 事業費の算定及び支払方法	2	第1	2			事業費の内訳	本事業で国側が想定している建中金利の利率について開示をお願いします。また、その設定根拠についても、開示をお願いします。	建中金利の開示は行いません。
24	添付5 事業費の算定及び支払方法	3	第2	3	(1)	-	施設整備費	「施設費(割賦原価)は、令和16年4月1日(引渡し年度の翌年度4月1日)以降事業期間にわたり、各事業年度の支払額の合計(施設整備費)が均等になるよう、年1回、全19回に分けて支払う」とありますが、設計業務、工事業務の工期短縮が図られ、国への所有権移転を前倒した場合は、事業期間を前倒しするようご検討お願い致します。	添付5事業費の算定及び支払方法に記載のとおりとします。

No.	資料名	頁	項 目				項目名	質問内容	回答
			大項目	中項目	小項目	その他			
25	添付5 事業費の算定及び支払方法	3	第2	3	(1)	-	施設整備費	「施設費(割賦原価)は、令和16年4月1日(引渡し年度の翌年度4月1日)以降事業期間にわたり、各事業年度の支払額の合計(施設整備費)が均等になるよう、年1回、全19回に分けて支払う」とありますが、施設引渡し時に変更することはできないでしょうか、ご検討をお願いします。	添付5事業費の算定及び支払方法に記載のとおりとします。
26	添付5 事業費の算定及び支払方法	3	第2	3	(1)	①②	施設費割賦手数料	割賦払い期間の短縮をお願いします。 施設整備期間＝割賦期間への短縮をお願いします。 PFI事業の目的の一つである「行政予算の平準化」は施設整備期間と同期間でも果たせると考えます。 「施設費(割賦原価)は、令和16年4月1日(引渡し年度の翌年4月1日)以降事業期間にわたり、各事業年度の支払額の合計が均等になるよう、年1回、全19回に分けて支払う」とあります。 本事業では、年1回、全19回で支払うこととなっていますが、このような長期事業では、事業者が負う金利変動リスクは非常に高くなります。また、発注者も割賦払い期間が長期にわたることによって割賦手数料を負担することとなります。	添付5事業費の算定及び支払方法に記載のとおりとします。
27	添付5 事業費の算定及び支払方法	3	第2	3	(1)	②イ	基準金利	基準金利は、国債金利を採用していますが、東京スワップ・フォールバックの採用をお願いします。民間金融機関では東京スワップ・フォールバックを参考に融資金利を設定することが多く、国債金利に比べ市場の実勢に沿うものであります。事実、四国地方整備局発注の東石井・天山電線共同溝PFI事業では、施設引渡し時の確定金利に東京スワップ・フォールバックが採用されました。	添付5事業費の算定及び支払方法に記載のとおりとします。
28	添付5 事業費の算定及び支払方法	3	第2	3	(1)	②イ	基準金利	基準金利の見直しをお願いします。当該事業では「基準金利は、本施設の引渡予定日の2銀行営業日前に確定することとし、以降は原則として割賦手数料の見直しを行わない。」となっていますが、「基準金利は、本施設の引渡予定日に確定し、以降は定期または適宜割賦手数料の見直しを行う。」への見直しをお願いします。 その理由は、我が国の国債金利(20年もの)は、過去30年の推移で5.5%～0%と大きく変動していますし、米国債金利はここ3年で約5倍(1%→5.2%)に上昇しているなか、日本も米国に追随し上昇する可能性が十分に考えられます。 見直しの案としては、下記を提案します。 案1)施設引渡日以降、3～5年毎に基準金利を見直す。 案2)基準金利が0.5%以上変動した段階で見直す。	添付5事業費の算定及び支払方法に記載のとおり、基準金利確定以降は原則として割賦手数料の見直しは行いません。
29	添付5 事業費の算定及び支払方法	3	第2	3	(2)		維持管理費	「原則として各回同額を支払うものとする。」とありますが、維持管理業務のうち、点検・補修や台帳整備業務は毎年実施する業務ではなく、事業年度毎に実施内容が異なります。同額支払いが原則となると支払い額が収入額を上回り単年度で赤字が発生することが想定されますが、前年度末までに次年度分を確定するなどして事業年度毎の検査対象部分の支払いを原則とする手法へ変更いただけませんか。	添付5事業費の算定及び支払方法に記載のとおりとします。

No.	資料名	頁	項目				項目名	質問内容	回答
			大項目	中項目	小項目	その他			
30	添付6 事業者選定基準	6	第6	1			事業者選定基準では「事業の安定性」についてSPCの設立がありますが、添付8様式集及び記載要領には様式がございません。SPCの設立について様式をご教示願います。	様式22事業の実施方針・体制において、SPC設立の有無を明記してください。	
31	添付8 様式集及び記載要領	-	2	2)	(4)	-	入札参加表明書類である様式5～様式7について、提出書類は原本(紙)で提出することと記載されております。別途、電子データ(CD-R)での写しの提出は不要でよろしいでしょうか。	原本(紙)のみで問題ありません。可能であれば様式9～14を保存したCD-Rに様式5～7の電子データも併せて保存をお願いいたします。	
32	添付8 様式集及び記載要領	-	2	2)	(5)	-	様式8及び様式14添付書類については原本(紙)で提出することと記載されております。様式9～様式14については電子データ(CD-R)のみでの提出でよろしいでしょうか。また、様式8及び様式14添付書類について電子データは不要でしょうか。	様式9～14は電子データ(CD-R)のみの提出でかまいません。可能であれば様式8及び様式14の電子データも併せてCD-Rに保存をお願いいたします。	
33	添付8 様式集及び記載要領	-	2	2)	(4) (5)	-	入札参加表明の提出書類、及び競争参加資格確認時の提出書類について、原本(紙)で提出する書類と電子データ(CD-R)で提出する書類とがあります。入札参加表明の提出書類、及び競争参加資格確認時の提出書類について、提出時は一つの左綴じファイルまたは一つのCD-Rにまとめる形式でも差し支えないでしょうか。具体的には、一つの左綴じファイル(紙)に「様式5～8及び様式14添付資料(I～X)」、一つのCD-R(電子データ)に「様式9～様式14」というように取りまとめて提出をすればよろしいでしょうか。趣旨は、入札参加表明に関する書類一式と第一次審査に関する書類一式とを分けて提出する必要があるかについての確認です。	入札参加表明の提出書類、及び競争参加資格確認時の提出書類について、提出時は一つの左綴じファイルまたは一つのCD-Rにまとめる形式でも差し支えありません。	
34	添付8 様式集及び記載要領	-	-	-	-	様式10	他業務の従事状況として記載する業務については、公告日時点の手持ち業務を記載すればよろしいでしょうか。また、契約金額や従事役職に関わらず、従事しているすべての業務を記載するという理解でよろしいでしょうか。	前段については公告日時点の手持ち業務を記載願います。後段については、管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円を超える業務をすべて記載願います。	
35	添付8 様式集及び記載要領	-	-	-	-	様式14	法人税納税証明書については、未納税額がないことの証明である国税の「その3の3」のみを提出すればよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
36	添付8 様式集及び記載要領	-	-	-	-	様式14	消費税納税証明書については、未納税額がないことの証明である国税の「その3の3」のみを提出すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
37	添付8 様式集及び記載要領	12	配置予定技術者の資格・工事経験	工事の経験種別※	同種工事		同種工事として、供用中の道路法上の道路(国道・都道府県道・市町村道のいずれか)で車線減少を伴う交通規制を実施し、(抜粋)技術者要件で、車道規制の実績とありますが、工事の道路使用許可書の交通対策図でも認めて頂けますか？もし認められない場合はコリンズ実績以外の実例を教えてください。	技術者が同種工事に従事していることを証明する資料および同種工事の内容を証明する資料を様式14に添付願います。	

No.	資料名	頁	項目				項目名	質問内容	回答
			大項目	中項目	小項目	その他			
38	添付9 入札時積算数量図面書	1	工程数量総括表	電線共同溝工	仮設工			付帯工(植栽、ガードレール、ガードパイプ、側溝、街渠等)の撤去新設等は、協議対象で宜しいでしょうか？	本事業で実施する詳細設計を踏まえ、必要であれば協議対象とします。
39	添付9 入札時積算数量図面書	3	工程数量総括表	電線共同溝工	管路工		試験掘り工	工事に先立つ試験掘りは詳細設計を目的とした設計段階で実施しますが、施工上必要な試験掘り費は協議対象で宜しいでしょうか？	施工上試験掘が必要であれば協議対象とします。
40	添付9 入札時積算数量図面書	3	工程数量総括表	電線共同溝工	管路工		埋設管路 (異径複合管12孔)	多孔陶管で多孔管設置(φ30+φ50 12孔)の製品は現在製造されていません。少孔の陶管製品(4孔、9孔)か他の管路材に変わるとは思いますか、設計方針で優先されるべき製品はありますか。	本事業で実施する詳細設計を踏まえ判断します。
41	添付9 入札時積算数量図面書	3	平面図(2)			図面番号 3/34	総合庁舎口 交差点 地下道	既設地下道・河川横断区間は、構造物の上越しに埋設出来る土被りがありません。下越し等に変更する場合は、施工方法含めて別途協議で宜しいでしょうか？	本事業で実施する詳細設計を踏まえ、必要であれば協議対象とします。
42	添付9 入札時積算数量図面書	4	蓋	規格			特殊部 I, II 型用 φ810歩道用	特殊部の鉄蓋は歩道用(φ810)のみとありますが、図面上車道にかかる箇所もあり、その場合車道用鉄蓋への変更は協議で宜しいでしょうか？	本事業で実施する詳細設計を踏まえ、必要であれば協議対象とします。
43	添付9 入札時積算数量図面書	10	平面図(2)			図面番号 10/34		車道部の仮舗装断面がありません。ご提示ください。	本事業で実施する詳細設計を踏まえ、必要であれば協議対象とします。
44	添付9 入札時積算数量図面書	10	平面図(2)			図面番号 10/34		舗装本普及断面が示されていません。本復旧断面は別途示されるか、別工事施工と理解して宜しいでしょうか？	本事業で実施する詳細設計を踏まえ、必要であれば本事業の施工対象とし、別途指示します。
45	添付9 入札時積算数量図面書	10	平面図(2)			図面番号 10/34		舗装復旧の仮舗装工程が無く、車道部掘削後の路盤舗装は即時となっておりますが、舗装断面から、管路作業の大きな能率低下が予測されず。舗装は後日路盤舗装を行う等の協議は可能でしょうか？	本事業で実施する詳細設計を踏まえ、必要であれば協議対象とします。
46	添付9 入札時積算数量図面書	15	特殊部構造図(1)			図面番号 15/34		他動的要因で、特殊部がコンクリート製からレジンコンクリート製ボックスに変更を余儀なくされる場合は、協議対象で宜しいでしょうか？	本事業で実施する詳細設計を踏まえ、必要であれば協議対象とします。
47	添付10 見積参考資料	1		電線共同溝工	仮設工		軽量鋼矢板設置・撤去	仮設材料(軽量鋼矢板、切梁、パイプサポート等)の損料計算は、管路または特殊部毎に公表された日当たり施工量で計算し、費用を計上すれば宜しいでしょうか？	見積参考資料の表紙に記載の通り、見積参考資料の内容に関する事項は質問することが出来ません。貴社の施工に必要な費用を計上してください。

No.	資料名	頁	項 目				項目名	質問内容	回答
			大項目	中項目	小項目	その他			
48	添付10 見積参考資料	4	電線共同溝工	管路工			特殊部がセメント製品の場合、通常はブロックヘルマウスではないかと思いますが、設計ではロングヘルマウス、ダクトスリーブ仕様となっています。その場合、ダクト取付手間が必要になりますが、協議対象で宜しいでしょうか？	本事業で実施する詳細設計を踏まえ、必要であれば協議対象とします。	
49	添付10 見積参考資料	4	電線共同溝工	管路工		埋設管路 (共用FA管)	VP管の曲管数量が明示されていませんが、発生量を協議対象出来るのか、あるいは積算時に直管に比して発生率などで見込むのでしょうか？	本事業で実施する詳細設計を踏まえ、必要であれば協議対象とします。	
50	添付10 見積参考資料					その他施設費(割賦手数料)	I.「基準金利の料率は、国債金利20年ものを基準とし、利ざや(スプレッド)0.5%を足したものを想定」とありますが、利ざや(スプレッド)を0.5%に設定根拠について、開示をお願いします。	見積参考資料の表紙に記載の通り、見積参考資料の内容に関する事項は質問することが出来ません。	
51	添付10 見積参考資料					その他施設費(割賦手数料)	民間金融機関から資金調達が可能となるスプレッドの設定をお願いします。 当該事業では、基準金利確定日以降(～事業完了まで約20年)は「原則として割賦手数料の見直しを行わない。」こととなっていますが、我が国の国債金利(20年もの)は、過去30年の推移で5.5%～0%と大きく変動しています。 一方、民間の金融機関から資金調達する場合、長期でも10年毎に融資金利を見直すことが一般的であり、20年固定の融資は極めて稀であり、その場合の金利は極めて高い利率が設定されます。 これら市場の実勢を踏まえ、金利変動リスクを吸収できるスプレッドの設定をお願いします。	見積参考資料の表紙に記載の通り、見積参考資料の内容に関する事項は質問することが出来ません。	
52	添付10 見積参考資料					その他施設費(割賦手数料)	見積参考資料において利ざや(スプレッド)は0.5%として計上されております。一方、北海道開発局の電線共同溝PFI事業にて公表された利ざや(スプレッド)は0.8%となっております。 同時期に発注され、割賦支払期間もほぼ同等の電線共同溝PFI事業です。利ざや(スプレッド)の見直しをお願いします。	見積参考資料の表紙に記載の通り、見積参考資料の内容に関する事項は質問することが出来ません。	
53	(記載なし)						本PFI事業の設計業務、各種調整業務等をテクリス登録できるようにご検討願います。コリンズ・テクリスの目的は発注者、受注者の双方が過去の実績を確認することで、円滑な受発注業務を実現することだと認識しており、受注した企業および従事した技術者は実績を登録することで、電線共同溝PFI事業へ参画するモチベーションを高める効果もあると考えます。また、このまま登録できない状況が続いた場合、事業者の電線共同溝PFI事業への参画意欲も低下するものと考えます。以上より、登録が可能となるよう関係部署との調整等、早急な対応をお願い致します。なお、将来テクリス登録が可能となった時点において、本事業の選及登録ができるようご検討願います。	入札説明書に対する質問にしか回答できません。	